

## 1 全体事項

計画地周辺においては、既に交通渋滞が発生しており、本事業に伴いさらなる交通負荷が懸念されることから、関係機関と協議の上、適切な交通対策を検討すること。

## 2 個別事項

### (大気環境)

- (1) 工事中の重機の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の1時間値の予測結果は、環境基準や指針値を下回るものの、本事業の寄与率が高いことから、環境影響評価準備書に示された環境保全措置を確実に実施し、工事中の環境負荷低減に努めること。
- (2) 今後、貨物の取扱量が恒常的に増加する場合には、その騒音影響等について事前に予測・評価し、必要に応じて適切な環境保全措置を講じるとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。

### (水環境)

- (3) 工事に伴う濁水の影響について、より濁水が生じる可能性がある条件での調査の実施を検討するとともに、環境保全措置として示された仮設沈砂池の管理について、堆積土砂を除去する頻度を環境影響評価書に示すこと。
- (4) 供用後の水循環への影響低減に加え、防災面の観点から、雨水利用について検討すること。  
また、洪水調節機能を有する水田に盛土造成をすることに伴う、計画地周辺における氾濫時の水位上昇について、予測・評価すること。